

法曹養成問題（法曹人口含む）

1 近年の制度改正

（1）法曹コースと在学中受験

令和元年6月26日に「法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、令和2年4月1日からいわゆる法曹コース制度が始まった。この制度は、「3+2」とも呼ばれる。また、令和5年司法試験から、法科大学院の課程に在学する者であって、一定の要件を満たした者についても、司法試験を受験できることになった（いわゆる「在学中受験」）。

また、この制度変更に合わせて、司法試験の実施時期が、7月中下旬に変更された。

（2）司法試験のCBT化

さらに、令和6年6月1日の閣議決定（「デジタル社会の形成に関する重点計画・情報システム整備計画・官民データ活用推進基本計画の変更について」）において、司法試験及び司法試験予備試験について、試験のデジタル化に向けた取組を進めることが決定された。これを受け、令和8年度より司法試験のCBT（Computer Based Testing）化（予備試験も論文のみ。）が予定されている。CBTセンターでの受験となり、全国に広く受験会場が設置され、答案構成用紙と法文を紙で配布する他は、全てがパソコンの画面上で行われることとなった。なお、令和9年度以降に法文を配布するかについては未定である。

2 法曹コースと在学中受験の影響について

（1）法科大学院志願者数への影響

制度改正との関係は明白でないが、法科大学院志願者数は2018年度に8,058人まで低下したが、2025年度には15,271人まで回復している¹（厳密には、法科大学院への出願者数の合計であり、1人の学生が2つの法科大学院に出願した場合、2人として計上される。）また、志願者倍率でみると、2014年度と2016年度に3倍まで低下したが、2025年度は7.1倍まで回復している。法科大学院数の減少もあるため、単純な比較はできないが、法科大学院制度開始2年目である2005年度の7.2倍と同程度の水準である。

法曹の質保証は倍率のみで判断できる問題ではなく、その他の要素も踏まえて検討が必要となるが、十分な数の志願者から選抜がされているという事実は1つの要素となるため、引き続き倍率を注視していく必要がある。

（2）司法試験合格者数への影響

在学中受験の始まった2023年度は、合格者数も1,781人と増加した。

これは、在学中受験制度の開始により、当該年度に法科大学院を修了した者と、次年度修了予定の者が同時に受験することから、受験者数が多かったことに起因するものである。2024年度以降は、在学中受験での合格者の数だけ法科大学院修了後の受験者が減るため、一年目ほどの増加とならず、合格者数は2024年度が1,592人、2025年度は1,581人となっている。合格者数の増加は一時的なものであったと見ることができる。

¹ (https://www.mext.go.jp/content/20250610-mxt_senmon02-000042439_7.pdf 最終閲覧日令和7年12月25日)

(3) 司法試験予備試験への影響

予備試験合格者のうち、最終学歴を法科大学院在学中と申告した者の数は、2022年度では126人であったが、在学中受験の始まった2023年度には21人、2024年度には8人と大幅に減少している。これは法科大学院2年生が、予備試験に合格しなくとも、所定の要件さえ備えれば、在学中受験により翌年に受験が可能となることによるものと思われる。

他方で、最終学歴を大学在学中とした者は、2018年以降概ね250人程度であったが、2023年度以降は280人程度となっている。法曹コースの開始に伴い、大学生の学修意欲が高まっていることが要因の1つとなっている可能性がある。

3 問題点について

(1) 法曹の多様性への影響

法曹コースは早期卒業を原則形態として設計されており、本来大学4年間で学修することを3年間で学修することになるため、法曹コースの学生からは、大学の授業への対応で手いっぱいであるという話も聞かれる。留学、部活動、バイト、趣味などを通じた様々な経験の機会を減少させ、法曹の多様性と逆行する事態を招く危険がある。また、法曹コースが法曹になるためのメインルートと化し、純粋未修者が法曹を目指しづらくなってしまうことも危惧される。

この問題は、主として大学及び文科省において対応すべき問題ではあるが、採用側である弁護士らが多様な経験を評価するというメッセージを発して行くことや、多様な経験を活かして活躍する弁護士を広報することなどを通じて、多様な経験が弁護士業務に活きることを周知していくべきである。

(2) 法科大学院の授業への影響

在学中受験の開始に伴い、法科大学院卒業後すぐに司法修習が開始されるように、司法修習の開始時期も3月末頃に変更された。その結果、合格者を対象とする就職活動の時期が、合格発表のある11月から修習の開始する翌年の3月の期間を中心とするようになった。在学中受験をした法科大学院生にとって、3年生の後期の授業期間に当たることになる。

文科省の「令和6年度 司法試験の在学中受験に向けた 教育課程の工夫等に関する調査」²によれば、就職活動を理由とした授業の欠席をするなど、3年後期の授業へのモチベーションの低下が見られるという意見もある。ただ、他方で、同調査には、在学中受験のポジティブな影響の指摘も複数あり、在学中受験自体が問題というわけではない。

日弁連から令和7年10月1日付けで「司法修習生等の就業活動等に関する御協力のお願い」と題する文書が各弁護士会会长宛てに送られており、学業の妨げにならないよう配慮を呼び掛けているところではあるが、引き続き、授業時間に重ならないように夕方以降の面接とするなど、学生が学業に影響を受けることなく就職活動ができるよう配慮するよう各事務所に求めていくなどの対策が講じられるべきである。

(3) 新規登録弁護士の登録傾向の影響

そもそも在学中受験の開始以前より、司法修習開始前に内定を得ている学生数が増加していたが、在学中受験開始により、弁護士事務所のサマークラークの実施時期が法科大学院2年制

² https://www.mext.go.jp/content/20240827-mxt_senmon02-000037703_7.pdf 最終閲覧日令和7年12月25日

の夏が中心となり、同学年の10月頃から内定が出始めることとなり、それに危機感を覚えた他の事務所も追随して採用活動を早めるなど、就職活動が近年、更に早期化しているようである。この結果、修習先の地域における弁護士としての生活を知る前に、進路を確定てしまっている修習生が多く、地方の事務所では新規登録弁護士の採用が困難になっているという声も聞かれるようである。

文部科学省中央教育審議会法科大学院等特別委員会において日弁連が提出した「第71期～第77期の弁護士会別登録者数」³によれば、77期の新規登録者76.0%が東京三会と大阪に登録をしている。他方で、同資料によれば、71期から76期において、一斉登録日から12か月後時点での新規登録弁護士が0人であったことのある単位会は18会である。このような新規登録者がいない状況が続いてしまうと、将来的に当該地域の市民・企業の方の司法アクセスが困難になったり、法律相談や当番弁護士などの扱い手不足が生じたりしてしまうことが危惧される。

これに対しては、各種手続きのオンライン化で都心部の弁護士が対応可能となるという意見もある。また、少し古いが1998年5月19日に経団連の行った「司法制度改革についての意見」では、「企業法務担当者が自社あるいはグループ企業の法律事務を行なうことができるようすべきである。また、将来にわたる法的紛争の増大化や弁護士の一部大都市への偏在を考えるならば、これらの法律事務を弁護士のみに独占させることは、もはや現実的ではないとも考えられる。」との意見が示されたり、司法書士が地方の後見等の業務に注力したりといった業際的な要素も含む問題である。

このように、新規登録弁護士の動向以外の要素も複雑に絡んでくる問題であり、単に就職活動の開始時期の問題として捉えるのではなく、その他の制度改正と合わせて必要な法曹人口数を検討するなど、横断的な視点で慎重に検討していく必要がある。

(4) 司法試験のCBT化

司法試験のCBT化については、試験実施1年前の時点で、システムが確定しない状態であった。受験生の人生に大きな影響を与える試験であるため、十分余裕をもって試験方式が周知されなければならない。

今後、予備試験（短答式）や司法修習生考試のCBT化をするにあたっては、この反省を活かして、早期に実施方法を確定し、余裕をもって周知をするよう働きかけていくべきである。

以上

³ https://www.mext.go.jp/content/20250918-mxt_senmon02-000044275_2.pdf 最終閲覧日令和7年12月25日